平成28年度税制改正要望 参考資料

平成27年8月



Reconstruction Agency

1. 復身	具特区関係		
(1)	機械等に係る特別償却等の特例措置の延長及び要件の緩和	• • •	1
(2)	被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の延長	•••	2
(3)	新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却)の延長及び要件の緩和	• • •	3
(4)	開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の延長	• • •	4
(5)	地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の延長	•••	5
2. イン	ノフラ整備等関係		
(1)	防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の特例措置 の創設		6
(2)	防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除(5,000万円)の延長		7
(3)	特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除 (2,000万円)の延長		8
(4)	特定の資産(被災区域の土地等)の買換え等の譲渡所得に係る特例措置の延長	• • •	9
3. 被约	災代替資産関係		
(1)	被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長	• • • •	10
(2)	被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長	• • • •	11
(3)	被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長等	•••	12
4. 東日	日本大震災事業者再生支援機構関係		
(1)	機構の事業税の資本割の特例措置の延長		13
(2)	「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長		14

復興特区関係:機械等に係る特別償却等の特例措置の延長及び要件の緩和



現行制度

〇 平成28年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人又は法人(注)が復興産業集積区域に おいて取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却等又は税額控除ができる。

(注)東日本大震災により多数の被災者が簡諧を余儀式され、又は生産活動の基盤に著し、被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業等を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(制度創設当初)

機械・装置の償却については、平成26年3月31日までは即時償却ができることとされ、平成26年4月1日から平成28年3月 31日までは50%の特別償却とされていた。

(一部改正)

被災地における生産活動が震災以前の水準に戻っていない等の状況を踏まえ、平成26年度の税制改正により、即時償 却の措置を平成28年3月31日まで延長した。

※本措置く法37条>、被災者雇用の特別控除く法38条>新規立地促進税制く法人のみ、法40条>はいずれかの選択適用。

現状と課題

- 被災地における産業・なりわいの再生は未だ十分とは言えず、復興まちづくりの本格化に合わせつつ、事業者が販路開拓 等売上の回復に取り組もうとする中、投資を促進し、雇用機会の確保を図る必要がある。
- 建築物整備事業については、被災地において計画されている建築物を建築し賃貸する物件の規模等を踏まえると、現行 の要件を一部見直すことで、一定規模以上の建築物を対象として一層の産業集積の形成等に寄与することが期待される。

改正内容

①本特例措置の適用期限(平成28年3月31日)を5年間延長し、 平成33年3月31日までとする。機械・装置の特別償却について は、50%の特別償却(福島県:即時償却)の措置とする。

	特別償却	税額控除	
機械∙装置	50%	15%	
建物•構築物	25%	8%	

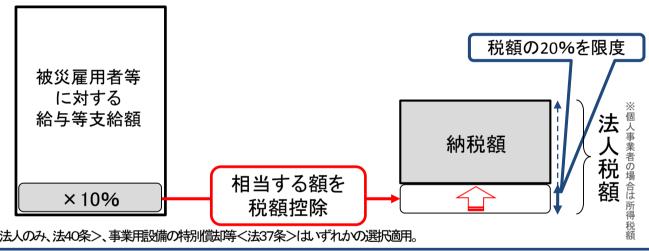
※特別償却と税額控除は選択適用。

②建築物整備事業の対象資産要件を以下のとおり見直す

現行の要件	要件の見直し案
○耐火建築物であること	○ <u>廃止</u>
○次のいずれかを満たすこと	○次のいずれかを満たすこと
・延べ面積 <u>1500㎡</u> 以上	・延べ面積 <u>750㎡</u> 以上
・地上階数3以上・屋上広場	・ <u>廃止</u>
・公共施設用土地面積割合	・公共施設用土地面積割合
100分の30以上	100分の30以上
・利便増進施設の整備費用額	・利便増進施設の整備費用額
5000万円以上	<u>2500万円</u> 以上



- 平成28年3月31日までに指定を受けた個人事業者又は法人(注 1)が、指定を受けた日から5年の間の復興 産業集積区域内の事業所における被災雇用者等(注 2)に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度と して控除できる。
 - (注 1) 東日本大震災により多数の被災者が適間診免儀がくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者とて 指定を受けた個人事業者又は法人。
 - (注2) 雇用されている被災者。 被災者は次のいずれか。
 - ①平成23年3月11日時点で特定被災 区域内の事業所で勤務していた者
 - ②平成23年3月11日時点で特定被災 区域内に居住している者



※ 本措置く法38条>、新規立地促進税制く法人のみ、法40条>、事業用設備の特別償お等く法37条>は、ずれかの選択適用。

現状と課題

○ 被災地においては、産業・なりわいの再生に不可欠な 雇用機会は震災前と比べ未だ十分とは言えないことから、 被災者の雇用を促進し、雇用機会を確保する必要がある。

工業統計調査(従業	首数4人以上	の事業者対象)
-----------	---------------	---------

	H22.12.31	H25.12.31	(H22比)
被災5県の従業者数	695,051人	649,840人	93%

改正内容

本特例措置の適用期限(平成28年3月31日)を5年間延長し、平成33年3月31日までとする。

復興特区関係:新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却)の延長及び要件の緩和

Reconstruction Agency

現行制度

- 〇 <u>平成28年3月31日まで</u>の間に指定を受けた復興産業集積区域内に本店を有する法人(復興推進計画認定日以降に設立)が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる。
- 〇 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高 を限度に特別償却(即時償却)できる。

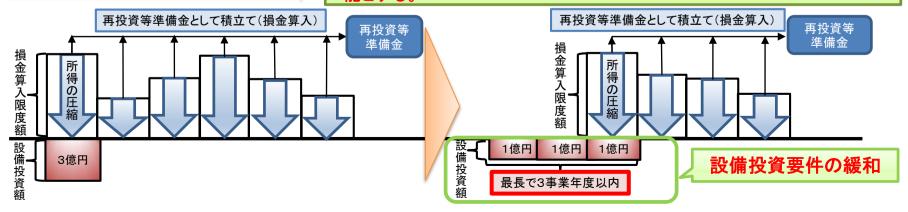
(注)本措置く法40条>、事業用設備の特別償却等く法37条>、法人税等の特別控除く法38条>はいずれかの選択適用。

現状と課題

○ 被災地における産業・なりわい の再生は未だ十分とは言えない 中、新たな企業の設立及び投資 を促進することによって、雇用機 会を確保する必要がある。

改正内容

- く延長>
- 本特例措置の適用期限(平成28年3月31日)を5年間延長し、<u>平成33年</u> 3月31日までとする。
- <設備投資要件の緩和(下図参考)>
- 複数年度(指定から最長で3事業年度以内)の設備投資額合計が現行の要件を満たした事業年度から、再投資等準備金積立額の損金算入を可能とする。

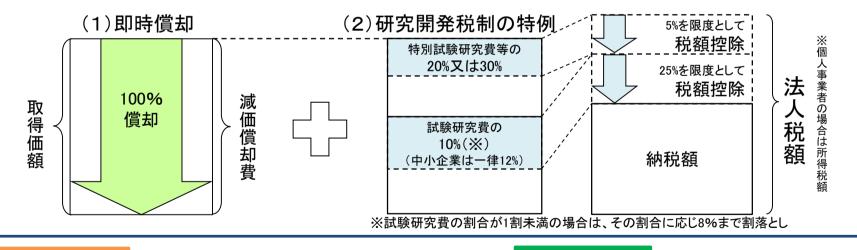


復興特区関係:開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の延長



現行制度

- 平成28年3月31日までの間に復興産業集積区域において、指定を受けた個人事業者 又は法人(注1)が取得等した開発研究用資産について、即時償却ができる。
- (2) (1)の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除 も可能(注2)。
 - (注1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与 する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。
 - (注2) 現行の研究開発税制は、試験研究費割合に応じ、償却費の8~10%(中小企業者等は12%)を税額控除(法人税額の25%を上限)。さらに、 大学等との共同研究等の特別試験研究費等がある場合、当該研究に係る償却費の30%又20%を税額控除(法人税額の5%を上限)。指定 事業者の開発研究については、償却費を特別試験研究費の額とみなしその20%を税額控除(法人税額の5%を上限)することが可能。



現状と課題

- 被災地における鉱工業生産指数は震災前水準に達しておらず、 事業所再開が6~8割に留まるなど、産業の復興が課題。
- 被災地における産業の復興及び今後の成長を図るため、 研究開発投資を促進させることにより、新たな製品の製造等 を诵じ雇用機会を確保する必要がある。

改正内容

本特例の適用期限(平成28年3月31日)を 5年間延長し、平成33年3月31日までとする。 後興特区関係:地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る ・所得控除の延長



复 興 庁

Reconstruction Agency

現行制度

- 〇 地域の課題の解決のための事業(※)を行う株式会社により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、寄附金控除を行う。
 - ・控除額:取得金額1,000万円、又は総所得金額等の40%に相当する 金額のいずれか少ない金額から2,000円を差し引いた金額
- (※)農林水産業の振興、社会福祉の増進・保健医療 の向上、環境保全の向上、交通手段の確保等

- ・会社指定の期限:平成28年3月31日まで
- ・適用期間:会社指定の日から5年間

現状と課題

- 〇 被災地では、土地区画整理事業等に基づく土地の造成工事が現在進行中であり、多くの市町村において28年度 以降に造成工事が完了する見込みとなっている。
- 面整備の完成に合わせて各被災地においては、まちの再生に向けた取り組みが動き始めており、現在、岩手県、 宮城県、福島県内の24市町村(※)において、造成工事の完了時期などを見据えつつ、まちづくり会社を設立し地域 の課題解決に取り組もうとしている。
- 復興指定会社により発行される株式を払込みにより取得した場合に寄附金控除を行うことで、個人による出資を 促し、当該株式会社による地域の課題の解決のための事業の実施を支援する必要がある。

改正内容

本特例措置の適用期限(平成28年3月31日)を5年間延長し、平成33年3月31日までとする。

防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を インフラ整備等関係:



現行制度

- 民有地と公有地を交換する場合、民有地所有者は以下のとおり課税される。
- 登録免許税(国税) :不動産の価格の2%
- 不動産取得税(地方税):不動産の価格の3%(土地について平成30年3月まで)

現状と課題

○防災集団移転促進事業は、高台に住宅団地を造成し、低地の被災地の住宅 所有者に譲渡等をする一方、低地の被災市街地の住宅地を買い取る制度。

行った場合の特例措置の創設

- ○被災地では、買い取った住宅地等である公有地と、買取対象とならなかった民 有地(商工業用地等)がまだらに混在しており、これら公有地の一体的な利活 用が課題。
- ○公有地の利活用を図るには、利活用する区域内の民有地と、区域外の公有 地を『交換』する手法が有効。

【公有地の利活用の一例】・観光施設の駐車場 ·広場·緑地·市民農園

漁業者の共同利用施設等



○交換する際、民有地の所有者に『登録免許税』と『不動産取得税』が課税され るので、交換を促進するには特例措置が必要。





改正内容

防災集団移転促進事業により買収された公有地を一体的に利活用するため、利活用する区域内の民有地と区域外 の公有地を交換する場合に課税される『登録免許税』と『不動産取得税』を非課税とする。

防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に 準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除(5,000万円)の延長 インフラ整備等関係:



現行制度

簡易証明制度の対象に、特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に買い取られる土地及び土地の上に 存する資産であることにつき都道府県知事等の証明を平成28年3月31日までの間に受けたも のを加え、当該証明を受けた土地及び土地の上に存する資産を地方公共団体等に譲渡した場合 の譲渡所得について、収用交換等の場合の譲渡所得の5.000万円特別控除等の対象とする。

現状と課題

- 被災地では一団地の住宅施設等の整備の用に供する土地等の権原取得のため用地買収を進めているが、 当該事業用地のうち、やむを得ない事情により、平成28年度以降に用地交渉が及ぶことが見込まれている案 件がある。
- また、福島県の避難指示区域に指定されている地方公共団体では、これまで防災集団移転促進事業に着 手できなかったが、除染作業等の進捗により、同事業を平成28年度以降に実施し、特例を適用することが見込 まれる。
- こうしたことから、既に本特例措置の適用を受けた地権者との公平性を担保しつつ、速やかな用地買収を進 めるため、引き続き本特例の適用が求められる。

改正内容

本特例の適用期間(平成28年3月31日)を3年間延長し、平成31年3月31日までとする。



○ <u>平成28年3月31日まで</u>に、個人等の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公 社に買い取られる場合には、譲渡所得の2,000万円を特別控除できる。

現状と課題

- 被災市町村では被災地の早期復興のため復興事業の用に供する土地等の権原取得のため用地買収を進めているが、所有者不明の土地が多数存在するなど用地取得にも時間を要していることや、住民の意向の変化による計画自体の見直しにより事業進捗が遅れるなどの状況から、期限内の達成が困難な状況となっている。
- 〇 平成28年度以降5年以内において、約12,000件の適用が見込まれている。

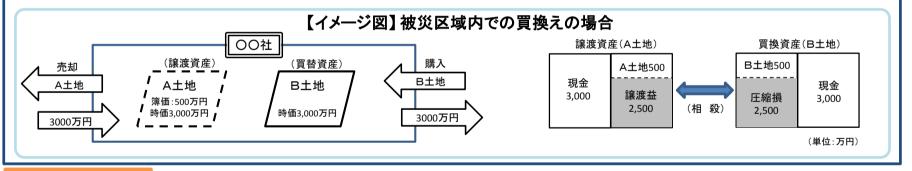
改正内容

本特例の適用期間(平成28年3月31日)を5年間延長し、平成33年3月31日までとする。

Reconstruction Agency

現行制度

- <u>平成28年3月31日まで</u>の期間に、以下の①、②の買換えを行った場合には、その買換え に係る対象期間内に資産の譲渡をして、その譲渡の日を含む事業年度において取得をし、 かつ、その取得の日から1年以内にその事業の用に供する資産について、その譲渡をした 資産に係る譲渡益の額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳(課税繰延割合100%)がで きる。
 - ①被災区域内での買換え又は被災区域内から被災区域外への買換え
 - ②被災区域外から被災区域内への買換え
 - ※特別勘定を設けた場合及び本制度の対象となる資産を交換した場合についても、同様の措置を講じる。



現状と課題

○ 被災地における産業・なりわいの再生は未だ十分とは言えず、復興まちづくりの本格化に合わせ、資産の買換え等を促進し、被災地の産業の復興を支援する必要がある。

改正内容

本特例措置の適用期限(平成28年3月31日)を5年間延長し、平成33年3月31日までとする。

被災代替資産関係:被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長



現行制度

- 〇 <u>平成28年3月31日まで</u>の間に、以下の①、②の場合、その取得価額の一定割合の特別償却ができる。
 - ①東日本大震災により滅失し、又は損壊した一定の建物、構築物、機械及び装置等に代わるもので、その製作 又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合
 - ②建物若しくは構築物又は機械及び装置で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において、これらの資産を事業の用に供した場合

(制度創設当初)

被災代替資産等を平成26年3月31日までに取得等した場合は、機械及び装置等:36%、建物又は構築物(増築部分を含む):18%とし、平成26年4月1日から平成28年3月31日までに取得等した場合は、機械及び装置等:24%、建物又は構築物(増築部分を含む):12%とされていた。(一部改正)

被災地における生産活動が震災以前の水準に戻っていない等の状況を踏まえ、平成26年度の税制改正により、特別償却の割合を引き上げる措置を平成28年3月31日まで延長した。

現状と課題

○ 被災地における産業・なりわいの再生は未だ十分とは言えず、復興まちづくりの本格化に合わせ、事業者が販路開拓等売り上げの回復に取り組もうとする中、投資を促進し、被災事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開等を支援する必要がある。

改正内容

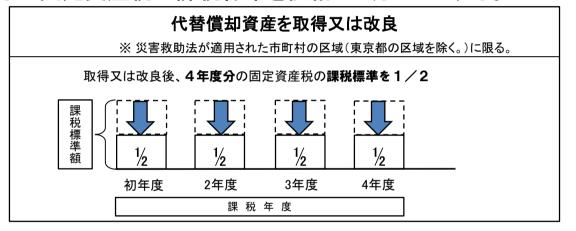
本特例措置の適用期限(平成28年3月31日)を3年間延長し、<u>平成31年3月31日まで</u>とする。 特別償却の割合は下表のとおりとする(中小企業者等の場合)。

減価償却資産の種類	H28.4.1~H31.3.31
機械及び装置等	24%
建物又は構築物(増築部分を含む)	12%

(注)中小企業者等以外の法人の場合は、機械及び装置等:20%、建物又は構築物(増築部分含む):10%とする。



〇 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産(被災償却資産)の所有者等が当該被災償却資産に代わる償却資産(被災代替償却資産)を<u>平成28年3月31日まで</u>の間に、一定の被災地域内(災害救助法が適用された市町村の区域)において取得又は改良した場合には、その後4年度分の固定資産税の課税標準を価格の2分の1とする。



現状と課題

○ 被災地における産業・なりわいの再生は未だ十分とは言えず、復興まちづくりの本格化に合わせ、事業者が 販路開拓等売り上げの回復に取り組もうとする中、投資を促進し、被災事業者等の施設設備等の復旧、事業の 本格再開を支援する必要がある。

改正内容

本特例措置の適用期限(平成28年3月31日)を3年間延長し、平成31年3月31日までとする。



被災代替資産関係:被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長等

現行制度

〇 東日本大震災により滅失等 した被災自動車等の所有者が 代替自動車等を取得した場合、 当該自動車等に係る自動車関 係諸税について右記の特例措 置が講じられている。

税目		特例の対象	措置内 容
自動車重量税	国税	平成28年4月30日までの間の 最初の車検時	免除
自動車取得税	都道府県税	平成28年3月31日までの間に 取得	
自動車税	HP 2277 71 70	平成28年3月31日までに取得 した代替自動車等の取得初	非課税
軽自動車税	市町村税	年度分及び翌年度分	

現状と課題

- 〇 被災自動車等の台数は約16万台に上るが、平成26年度末までに本特例措置を受けた代替自動車等の台数は、約6万台(約4割)にとどまっており、平成27年度に入ってもなお代替自動車等は取得されている状況。
- 今後、面整備事業による民間住宅等用宅地の供給の本格化(平成28年度以降約11,000戸分の宅地が本格的に供給される見込み)が見込まれており、それに伴い、特に、現在、十分な駐車場を確保することができない仮設住宅での生活を余儀なくされている世帯について、住宅再建に併せて代替自動車を取得することが見込まれる。
- 東日本大震災により滅失等しなければ生じることのなかった被災自動車等の代替自動車等の取得における被災者 の負担を軽減する必要がある。

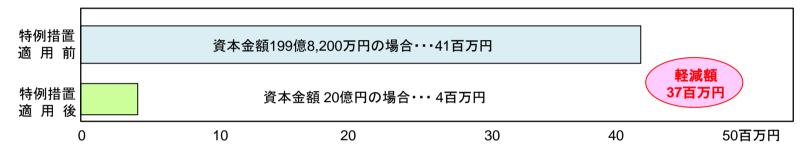
改正内容

被災自動車等の代替取得に係る自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例の期限を 3年間延長する。 東日本大震災事業者再生支援機構関係:機構の事業税の資本割の特例措置の延長



現行制度

〇 東日本大震災事業者再生支援機構については、業務を遂行するために十分な財務基盤 を有していることが必要であり、多額の資本金が必要となっているが、円滑な業務遂行のため、法人事業税の資本割の課税標準となる「資本金等の額」を、銀行法上の最低資本金の額(20億円)とする特例が措置されている。



·特例の期限:<u>平成28年3月31日まで</u>

現状と課題

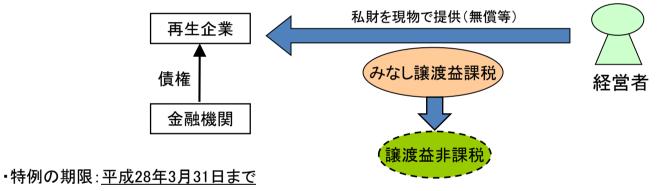
○ 東日本大震災事業者再生支援機構においては、引き続き、業務を遂行するために十分な財務基盤を有していることが必要。このため、上記特例を延長する必要がある。

改正内容

本特例の適用期限(平成28年3月31日)を5年間延長し、平成33年3月31日までとする。



- 〇 中小事業者の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」(注)に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、 平成28年3月末までの間、譲渡益を非課税とする特例が措置されている。
- (注)一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会、東日本大震災事業者再生支援機構等の)準則に則り作成され た計画を言う。
 - 〇再生企業に対して私財提供



現状と課題

○ 地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮をより一層加速させていく必要があるため、 上記特例を延長する必要がある。

改正内容

本特例の適用期限(平成28年3月31日)を3年間延長し、平成31年3月31日までとする。